

第1回 愛荘町公共下水道事業審議会 質疑応答

1. 下水道には分流式、合流式と2種類があるが、愛荘町はどちらか？またそれぞれの方式について説明してください

→分流式とは家庭や事業所で発生した汚水のみを下水道に受入れ、敷地内や道路の雨水は道路側溝から河川に流す方式です。合流式とは汚水も雨水もすべて下水道に受入れる方式です。
愛荘町をはじめ、滋賀県下では大津市の一部を除いて分流式となっています。

2. 愛荘町における公共下水道普及率99.2%に対し残りの0.8%について

→愛知川地先の国道8号線御幸橋付近のオカモトタンメンから伊吹正化学工業の手前まで下水道本管が入っており、伊吹正化学工業からその奥の民家まで区間は下水道が未整備となっています。その区間となる約400mの下水道整備が完了すれば普及率100%となります。(R8年度工事着手予定)

3. 公共下水道(市町村)と流域下水道(県)の役割分担について

→公共下水道は愛荘町が整備した下水道施設であり、家庭や事業所の敷地内にある公共汚水柵(町名入り)と町内に埋設された下水道本管を指します。

流域下水道は滋賀県が整備した下水道施設であり、愛荘町が整備した公共下水道から、彦根の処理場へ汚水が流れ着くまで、町域を越えて埋設された下水道管およびポンプ場、処理場施設を指します。流域下水道施設の整備や維持管理にかかる費用は、処理場を使用している市町が負担をしています。

4. 愛荘町の水洗化率100%を目指すにあたり、どのような取組をしているか

→未接続である原因把握のため、下水道に接続されていない世帯にアンケート調査を実施しました。

下水道に接続しない理由として、

- ① 合併処理浄化槽を使用しており、壊れるまで使用したい。
- ② 高齢者世帯であり、この家に戻ってくる親族もいないので家にお金をかけられない。

この2点の回答が多くを占めていました。

このことから、自治会毎の水洗化率と下水道接続等にかかる啓発記事を「広報あいしょう」に掲載し接続率の向上に努めています。

5. 平成18年に制定された使用料がこれまで改定されなかった理由とは

→令和元年度までの下水道事業会計は、一般会計と同じ「現金の収入・支出のみを把握する方式」でしたので、詳細な事業経営状況を把握することが出来ませんでした。

しかし、令和元年度に公営企業会計方式となり、企業活動を正確に把握できる複式簿記を採用したことから、損益計算書や貸借対照表等、簿記的に経営状況を把握することや、経費回収率等で経営状況を数値的に把握が可能となり、令和6年度に下水道事業経営戦略の見直しの際、経営状況の分析を行ったことで下水道使用料改定の必要性が明確化されました。

これらのことから、現在まで下水道使用料が改定されていませんでした。

6. 愛荘町公共下水道事業審議会条例の内容について

(条例の下部に、条例に記載されていない条項が記載されていることについて)

→条例本文中に「建設・下水道課」の課名が出てきますが、愛荘町公共下水道事業審議会条例制定時は「下水道課」という組織と課名でした。

愛荘町の組織改編により「建設課」と「下水道課」を統合し「建設・下水道課」となったことから、愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例において、愛荘町公共下水道事業審議会条例に記載されていた「下水道課」の名称を「建設・下水道課」に改正する条例の条項が記載されているものです。

7. 一般会計からの繰入はいつからしているのか

→令和元年度に公営企業法を適用し、公営企業会計方式となってから繰入しています。

8. 令和6年度の起債が例年より2億円多く借入ができたことについて

→2億円多く借入れすることが認可された起債を「資本費平準化債」といいます。

この起債は資産の耐用年数と起債の償還期間の差を補填する借入であり、例として、下水道本管の耐用年数が50年であることに対し、起債の返済期間が30年であることから、そこに20年の差があります。50年間使用できる設備は特定の世代(30年間の起債償還世代)だけが費用負担するのではなく、50年間に渡って世代間負担をするため、起債の償還が終わった後の耐用年数最終年を迎えるまでの20年間について、新たな世代にも費用負担をしてもらうために借入する起債です。

この起債について、費用を弾力的に活用できるよう国から例年より2億円多く借入できるよう認可されたものです。

9. 起債償還のピークについて

→現在がピークでありこの先5年間はピークが続くことになります

10. 近隣市町の料金改定の動向について

→汚水処理場(彦根市松原町)の汚水処理費単価が令和8年度から汚水1立米あたり、10.8円の値上げが決定していること、また、各市町の下水道事業の経営状況等から、処理場管内の米原市、彦根市、甲良町、多賀町、豊郷町、愛荘町が料金改定にむけた審議会を開催しています。